

訪問支援員（嘱託職員）募集要項

三木市社会福祉協議会職員を募集します。

1 採用職種・受験資格・採用予定人数

職 種	訪問支援員（嘱託職員）
業務内容	高齢者や障がい児、者の自宅へ訪問し、身体介護や生活援助などのサービスの提供、および付随する業務
勤 務 地	地域生活支援課 ヘルパーステーション（三木市大塚 1-6-40）
受験資格要件等	ア）介護福祉士もしくは介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー 2 級） イ）普通自動車運転免許（ペーパードライバー不可）
採用予定人数	1 名

※ 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

2 勤務条件など

勤務日及び時間	週 5 日 8：30～17：15（シフト制）※休憩時間 45 分
休 日	週休 2 日制（シフト制、土・日・祝日勤務もあります。） 業務上必要がある場合は、上記の休日を他の労働日と振り替えることがあります。
休 暇	年次有給休暇等は、労働基準法の規定により付与します。
給 料	ア）月額 184,800 円（介護福祉士資格保持者） イ）月額 168,000 円（介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー 2 級保持者）） ※別途、処遇改善手当あり（約 39,000 円） ※その他手当は、本会規定により支給します。※賞与 2.25 ヶ月分（H30 実績）

3 受験手続方法

- ①履歴書に、写真貼付・志望理由・応募職種・その他必要事項記入の上、三木市社会福祉協議会 法人運営課まで郵送または窓口へ提出してください。
- ②個別による面接にて採用試験を行います。（面接日時等は後日ご連絡します。）
- ※面接試験日は、定められた時間までに試験会場においでください。

4 合格から採用まで

- (1) 試験結果は、合格にかかわらず全員に通知します。（郵送予定）
- (2) 採用後は、3ヶ月の条件付採用期間があります。

5 採用されない場合

合格者が次のいずれかに該当した場合は、採用されません。

- (1) 資格取得見込みであった者が、所定の期日までに資格取得できなかった場合
- (2) 試験申込書、その他提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合

《問合せ先》社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

所在地：〒673-0413 三木市大塚1丁目6番40号

電 話：(0794) 82-4043 担当：法人運営課 道本、則内（すのうち）